

日本の社会保障と税・財政 Q&A

● ● はじめに

菅首相は2011年の年頭記者会見で、「社会保障と消費税を含む税制抜本改革」について、「できるだけ早い時期に超党派の協議を開始し、6月ごろまでを一つのめどにして方向性を示したい」と表明しました。日本生協連では、すでにこの問題については「社会保障(給付と負担)研究会」(2005年11月～2007年2月)において1年半をかけて検討し、報告書「生活者主権の社会保障デザイン」を取りまとめています。さらに、この報告書を踏まえて、全国の生協に学習活動と呼びかけるとともに、日本生協連ホームページに「社会保障deくらしづくり～考えよう！私たちの社会保障～」コーナーを設置し、学習と論議の促進を図っています。

日本生協連では、この間の新たな情勢の展開を踏まえて、あらためて全国の生協の学習活動を支援していくために、前述の報告書をベースにしながら、制度の解説や資料等の更新と追加を行ない、本資料集を作成しました。組合員リーダーや役職員の学習活動に役立てていただければと思います。

C O N T E N T S

はじめに	1
Q1 政府はこれまで社会保障についてどのような検討をしてきたのですか？ また、菅首相が2011年6月をめどに方向性を示すと表明した「社会保障と消費税を含む税制抜本改革」とは、どのような内容のものですか？	2
Q2 社会保障には、どのようなものがあるのでしょうか？ どのような現状にあるのでしょうか？	4
Q3 各国の社会保障はどのようになっているのでしょうか？	9
Q4 国の税・財政(お金の集め方と使い方)はどのようになっているのでしょうか？	11
Q5 私たちのくらしから見た公的負担(税金と社会保険料)は、どのようになっているのでしょうか？	14
Q6 社会保障の負担のあり方を考えるにあたって、消費税見直し以外に考えるべき前提条件としては、どのようなことがあるのでしょうか？	16
Q7 社会保障の財源として消費税の増税が検討されていますが、消費税についてどのように考えたらよいのでしょうか？	19
おわりに	24

2011年3月

 日本生活協同組合連合会

Q1

政府はこれまで社会保障についてどのような検討をしてきたのですか？ また、菅首相が2011年6月をめぐりに方向性を示すと表明した「社会保障と消費税を含む税制抜本改革」とは、どのような内容のものですか？

A

少子高齢化が進行するなかで、今後も社会保障給付が増えることが見込まれています。そのため、政府は現行の社会保障制度・税制度を見直す検討を行なってきています。菅内閣は、2010年12月に「社会保障改革の推進について」を閣議決定し、社会保障改革の基本方針を定めました。この方針では、「社会保障の機能強化」と「財政の健全化」を同時に達成することで、国民生活の安定と雇用・消費を拡大し、経済成長につなげるとしています。政府・与党は、社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案と、財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進めています。そして、その実現に向けたスケジュールも含めて、2011年6月までに案をまとめ、国民的な合意を得たうえで実現を図るとしています。

▶ 政府の社会保障・税制改革論議のこれまでの取り組みと今後の予定

2008年以降の政府の論議の流れを表にまとめると、次のようになります。社会保障国民会議以降、議論が重ねられ制度の問題点や課題が検討されてきましたが、具体的な改革案と今後のスケジュールはまだ明らかになっていません。

▶ 福田内閣・麻生内閣

社会保障国民会議 (2008年1～11月)

内容

- 社会保障の機能強化のための安定財源が必要
- 2015年度の社会保障給付に必要な追加的な財源は、現行社会保険制度を前提とすれば消費税3.3～3.5%程度



▶ 麻生内閣

安心社会実現会議 (2009年4～6月)

内容

- 雇用、子育てなど現役世代への給付拡大で安心社会を築く
- 2010年代半ばまでに「社会保障勘定」を創設、消費税収入を全てこの勘定に入れて目的税化することも検討



政府税制調査会

(2009年9月～)

閣議決定「財政運営戦略」(2010年6月)

内容

- 「強い経済」「強い財政」「強い社会保障」の一体的な実現を目指す
- 個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税等にわたる税制の抜本的な改革を行うため、早急に具体的内容を決定する

政府・与党社会保障改革 検討本部

(2010年10月～)

閣議決定「社会保障改革の推進について」(2010年12月)

内容

- 少子高齢化が進む中、国民の安心を実現するために「社会保障の機能強化」と「財政の健全化」を同時に達成する
- 社会保障・税に関わる番号制度について、国民の理解を得ながら推進する

社会保障改革に関する集中検討会議



- 2～3月：公開ヒアリング・「論点の仕分け」を行ない国民に発信
- 4～6月：集中討議(4月作成の厚生労働省社会保障改革案をもとに)

社会保障・税一体改革の具体案とスケジュールを策定(予定) (2011年6月)

詳細は下記ホームページ参照

- 社会保障国民会議(首相官邸ホームページ)
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/syakaihosyokokuminkaigi/index.html>
- 安心社会実現会議(首相官邸ホームページ)
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ansin_jitugen/index.html
- 「財政運営戦略」(国家戦略室ホームページ)
<http://www.npu.go.jp/policy/policy01/index.html#g>
- 政府・与党社会保障改革検討本部
「社会保障改革の推進について」(内閣官房ホームページ)
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/index.html>

Q2

社会保障には、どのようなものがあるのでしょうか？ どのような現状にあるのでしょうか？

A

社会保障の制度には、年金・医療・介護・子育て・雇用・生活保護などがあります。日本の制度は、高齢者向けの給付が中心となっている反面、現役世代向けの施策が薄いとされています。制度に必要な費用を負担する方法としては、社会保険方式と税方式が採用されています。現在、それぞれの制度にさまざまな課題があり、早急に見直しを行なうことが必要になっています。

▶ 社会保障とは

社会保障は、「国民の生活の安定が損なわれた場合に、国民にすこやかで安心できる生活を保障することを目的として、公的責任で生活を支える給付を行なうもの(1993年社会保障制度審議会社会保障将来像委員会第1次報告)」と定義されています。私たちがくらしていく上では、誰でも病気やケガをしたり、失業したりする可能性があります。また、自分自身が年を重ねて年金生活に入ったり、介護が必要になったりします。こうしたくらしの変化や問題が起きた時に、社会みんなで支えあおうと作られたのが、社会保障のしくみです。

2011年2月現在の主な社会保障制度のしくみと、それぞれの制度に指摘されている問題点は次の通りです。

年金

- 高齢になって仕事をやめたり、障害を負ったりした時の所得を保障するしくみです。一家の中で生計を維持していた人が死亡した時の遺族年金もあります。自営業者や他の年金に入らない人が加入する**国民年金**、会社員による**厚生年金**、公務員による**共済年金**の3つの制度があります。
- 原則65歳以上の人に、基礎年金が満額で年792,100円支給されます。厚生年金・共済組合に加入している人には、現役時代の報酬に応じた金額がプラスされます。
- 支給を受けるには、年金保険料を最低25年以上納める必要があり、40年納付すると満額支給となります。国民年金加入者は月15,100円納めます。厚生年金加入者は、給与の16.058%を本人と事業主が半分ずつ納めます。
- 国は税金で基礎年金792,100円の2分の1を支出しています。

主な問題点と課題

- 職業によって加入する制度がタテ割りで分かりにくい
- 国民年金保険料を納付する人の割合が低下している
- 非正規労働者が厚生年金に加入するしくみになっていない
- サラリーマンの配偶者で、専業主婦や年収が一定以下の方は、保険料を払っていない
- 過去の年金記録管理ミスの問題をどう解決するか
- 2009年度より基礎年金の国庫負担が3分の1から2分の1に上げられたが、この財源をどう確保するのか
- 基礎年金の給付水準をどの程度にするか
- 「年金制度一元化」「最低保障年金の導入」などの改革案も出されているが、今後の年金制度そのものをどうしていくのか

医療

- 全ての人が、職場や地域ごとの医療保険に加入します。
- 医療費の7割が給付されます。つまり、自己負担は3割で、未就学児の負担は2割、70歳以上の負担は1～3割です。医療費が高額になる際には、自己負担が一定額(約9万円)になるよう、差額が給付されるしくみ(高額療養費制度)があります。保険によってはこれ以上の給付(本人負担の減額)もあります。
- **国民健康保険(国保)**は、自営業者や他の健康保険組合に入らない人が加入する、市町村ごとの保険です。保険料は、平均1人あたり年約8.7万円です。
- **全国健康保険協会(協会けんぽ)**は、職場ごとの保険組合がない中小企業の会社員が加入する保険です。給与の9.26%～9.42%の保険料を加入者と事業者が半分ずつ納めます。
- **健康保険組合(健保組合)**は、職場ごとに会社員が加入します。給与の3.12%～10.0%の保険料を加入者と事業者で負担します。保険料率は組合ごとに異なります。

- **共済組合**は、公務員が加入する組合です。給与の平均7.68%を加入者と事業者(国や地方自治体)が半分ずつ負担します。
- **後期高齢者医療制度**は、75歳以上の全ての人が加入する都道府県単位の制度です。高齢者の医療費が多いことから、後期高齢者だけを対象として加入してもらおう制度として独立させ、2008年4月からスタートしました。保険料は平均一人あたり年6.3万円です。制度の財政は、保険料10%、税金50%、他の健康保険からの拠出金40%でまかなわれています。

主な問題点と課題

- 医療費の高騰に伴い保険料が増加している
- 国保の保険料を払えない無保険者が増加している
- 産科、救急医療が不足している
- 医療従事者の労働条件が厳しい
- 加入者に高齢者が多いほど医療費が大きく、加入者の平均収入が少ないほど保険財政が厳しくなるため、税金負担や、制度間の財政調整が行なわれているが、今後それをどのように行なうか

介護

- **介護保険**は、高齢者の介護を社会全体で支えあうしくみで、市町村単位の制度です。
- 要介護度に応じて提供されるサービスの上限が異なりますが、介護サービス費用の9割が給付されます。つまり本人負担は1割です。また、高額介護サービス費や補足給付で低所得者への給付が行なわれます。
- 40歳以上の全ての人が加入し、保険料を負担します。保険料は、65歳以上は、1人あたり平均年約5.0万円となっています。

- 介護保険の財政は、保険料と税金で半分ずつでまかなわれています。

主な問題点と課題

- 介護施設が不足している
- 介護労働者の労働条件が厳しい
- 今後、サービスのあり方、給付水準をどうするか
- 介護保険給付費用の増加に伴う、負担のあり方をどうするか

子育て

- 子育て支援は、手当など経済面での支援と、保育所の整備などの環境面での支援があります。
- 経済面での支援策
- 出産育児一時金**は、健康保険より42万円が支給されます。
- 育児休業給付**は、雇用保険から支給されます。
- 子ども手当**：コラム参照
- 児童扶養手当**は、母子家庭と父子家庭の低所得者に支給されます。
- 保育所の保育料は、収入により差があり、低所得者の負担が軽減されています。
- 環境面での支援策
- 保育所、幼稚園、認定子ども園で保育・幼児教

育を行っています。

- 地域子育て支援事業、児童館、放課後児童クラブ(学童保育)で子育て支援を行っています。
- 仕事と子育ての両立支援(ワークライフバランス)についての啓発をしています。

主な問題点と課題

- 子育て、教育全般への国の支出が少ない
- 教育費の自己負担が大きい
- 保育所が不足して、待機児童問題が生まれている
- 給食費や保育料を払えない、払わない人がいる
- 仕事と子育ての両立支援(ワークライフバランス)が十分でない

雇用

- 雇用保険**は、職を失ったり、休んだ際に所得を保障し、就職を促進する制度です。
- 31日以上雇用される見込みのある人が加入します。
- 失業時の基本手当は90～360日間、給与の50～80%です。このほか、就業促進手当、教育訓練給付、育児休業給付(1年間、50%)、介護休業給付などがあります。またこの制度によって、教育訓練や能力開発事業が行なわれています。
- 保険料は、労働者本人が給与の0.6%、雇用主が給与の0.95%を負担します。

- 最低賃金制度**は、都道府県別・産業別に国が定める最低賃金のことです。現在、全国平均で時給730円となっています。

主な問題点と課題

- 若年層をはじめ失業率が高止まりしているが、雇用促進に関わる施策が十分でない
- 教育と雇用が結びついていない
- 仕事と子育ての両立支援(ワークライフバランス)が十分でない
- 最低賃金が生活保護水準を下回っている

生活保護

- 生活保護**は、病気、離婚、高齢、失業などの事情で生活に困窮する方に対し、最低限度の生活を保障し、自立を支援するために所得の不足額を給付する制度です。
- 費用の4分の3を国の税金、4分の1を地方自治体の税金でまかっています。
- 2010年11月現在、生活保護を受給している人は、約143万世帯、約198万人と過去最多となっています。

主な問題点と課題

- 給付費用が増大している
- 資産・扶養などの申告が必要で、制度を利用するためのハードルが高い
- 他の給付(年金、雇用等)が十分でないため、生活保護に頼らざるをえない場合もある

▶ 社会保険方式と税方式のしくみ

以上のような社会保障制度の費用を負担する方法には、「社会保険方式」と「税方式」があります。

社会保険方式は、年金・医療・介護・雇用・労災で採用しており、被保険者(制度に加入し、必要な給付を受けることができる人)と事業主が保険料を拠出します。私的保険との違いは、社会保障のために国により強制加入とされていること、保険料では不足する場合に公費(税金)が拠出されることです。

これに対し、生活保護などは、全額税金でまかなわれています。必要な人に対してのみ給付されるしくみです。

▶ 給付と負担の構造

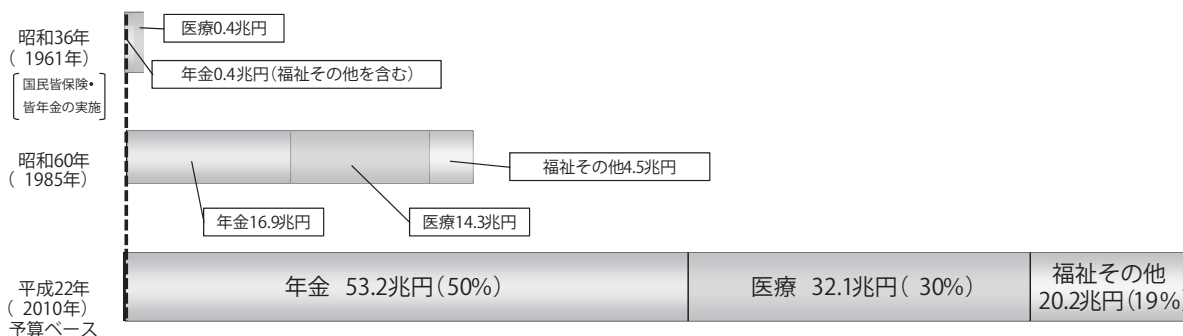
2010年度予算での社会保障給付費は105.5兆円です。そのうち年金が53.2兆円と約50%を占めるなど、高齢者への給付が大きくなっています。医療は32.1兆円と約30%を占めています。福祉その他に20.2兆円が給付されていますが、この中に介護保険・生活保護・雇用保険・業務災害補償・家族手当などが含まれます。社会保障給付総額は、25年前の1985年度の35.7兆円と比べて約3倍に増加しています。

一方、この社会保障給付費を支える財源は、2008年度で、保険料57.4兆円(うち加入者の負担が30.1兆円、事業者拠出が27.3兆円)、税金32.7兆円、その他の収入が11.4兆円となっています。2000年度と比べると、保険料が2.4兆円増、税金が7.6兆円増で、税金の比率が高まっています。

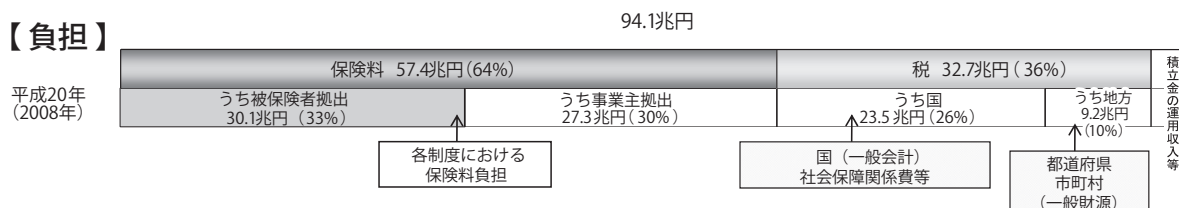
●● 社会保障給付費の推移と負担の現状 ●●

	昭和36年(1961年)	昭和60年(1985年)	平成22年(2010年) 予算ベース
国民所得額(兆円)	16.1	260.6	336.4
給付費総額(兆円)	0.8(100.0%)	35.7(100.0%)	105.5(100.0%)
(内訳) 年金(兆円)	0.4(51.3%)	16.9(47.3%)	53.2(50.4%)
医療(兆円)	0.4(48.7%)	14.3(40.0%)	32.1(30.4%)
福祉その他(兆円)	(年金に含めて計上)	4.5(12.6%)	20.2(19.1%)
給付費総額/国民所得額	4.91%	13.69%	31.36%

【給付】



【負担】



資料：国立社会保障・人口問題研究所「平成20年度社会保障給付費」

※1 社会保障給付の財源としてはこの他に資産収入などがある

※2 小数点以下四捨五入により合計数値と内訳の計が一致しない場合がある。

出典：社会保障改革に関する集中検討会議参考資料(内閣官房社会保障改革担当室作成)

●子ども手当

2010年4月に開始された子ども手当は、中学修了前までの子どもの保護者全てに対して、所得に関係なく支給されるものです。現在月額13,000円となっています。「子育てにかかる予算で見ると、先進国の中で日本はGDP比で最も少ない国の一つとなっており、合計特殊出生率もG7諸国中最低です。こうした状況を踏まえ、次代を担う子どもの育ちを社会全体で応援するという観点から(厚生労働省ホームページより)」実施されることになりました。

子ども・子育て支援としては、経済面での支援とともに、保育等の現物サービスの充実、仕事と家庭の両立支援(ワーク・ライフ・バランス)が求められています。

2010年度の子ども手当は、今までの児童手当に支給が上乘せされる形で1年間に限って実施されました。今後、財源をどう確保していくのか、また国と地方の負担割合をどうするのかについても、検討が迫られています。

Q3

各国の社会保障はどのようになっているのでしょうか？

A

たいへん大まかにくくると、アメリカのような自助中心・低福祉低負担のしくみと、スウェーデン・フランス・ドイツのような高福祉高負担のしくみがあると言われています。

▶「自助」を基本とするアメリカ

アメリカでは、原則として政府は個人の生活に干渉しないという自己責任の精神が強く、このため、社会保障制度が全体として小さなものになっています。老齢・遺族・障害年金のほか、高齢者や低所得者向けの公的医療保障制度、公的扶助制度がありますが、日本の国民健康保険や国民年金のように全国民が加入する制度はありません。

医療分野では民間医療保険、年金は企業年金が発達しており、いずれも民間企業の果たす役割が大きくなっています。実際には、医療保険制度に加入していない人が数千万人にもものぼることや、医療費が高騰し保険料が増加したため民間医療保険に入れない人が増えているといった問題が起こっています。現在、全国民を対象とした医療保険制度の導入について、論議されています。

アメリカ型のセーフティーネットは、成功し富を得た人が、支えが必要な人たちに富の一部を分け与えるという、「救貧的」モデルといえます。

▶「平等」を志向し、社会保障給付が手厚いスウェーデン

スウェーデンでは、社会保障制度が、教育や雇用を含めてたいへん広範な分野をカバーしています。年金などの金銭給付のみならず、保育や教育・職業能力プログラムなどのサービス給付も充実しています。例えば、育児休業時の所得保障と、職場復帰後の保育サービスが男女問わず提供されることで、男女共働き社会が支えられています。

こういった高福祉を支えるために、家計の収入の3割が税・社会保険料となっており、事業主は給与支払額の3割を負担しています。しかし、家計での教育費の負担はなく、リスクに備えるための貯蓄も少なく済みます。

▶社会保険制度を中心としたフランス・ドイツ

フランスやドイツでは、職域ごとの保険制度をベースとして、社会保険を中心とした制度が発展してきました。職業訓練、失業手当、家族手当、住宅手当といった現役世代向けの施策が多く行なわれています。社会保障の事業主負担が大きいことが特徴です。

●● 政策分野別社会支出の対国内総生産比の国際比較 (2007年) ●●

政策分野	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
高齢	9.12%	5.30%	6.34%	8.65%	11.16%	8.98%
遺族	1.29%	0.70%	0.14%	2.06%	1.85%	0.54%
障害、業務災害、傷病	0.96%	1.47%	2.47%	2.92%	1.90%	5.41%
保健	6.27%	7.38%	6.83%	7.85%	7.49%	6.58%
家族	0.79%	0.66%	3.24%	1.88%	3.00%	3.35%
積極的労働政策	0.16%	0.11%	0.32%	0.72%	0.90%	1.10%
失業	0.31%	0.33%	0.39%	1.38%	1.36%	0.67%
住宅	-	-	1.43%	0.61%	0.76%	0.47%
生活保護その他	0.26%	0.55%	0.17%	0.17%	0.35%	0.59%
合計	19.15%	16.50%	21.32%	26.24%	28.75%	27.69%

資料：国立社会保障・人口問題研究所「平成20年度社会保障給付費」より作成

▶ 各国の負担のあり方の比較

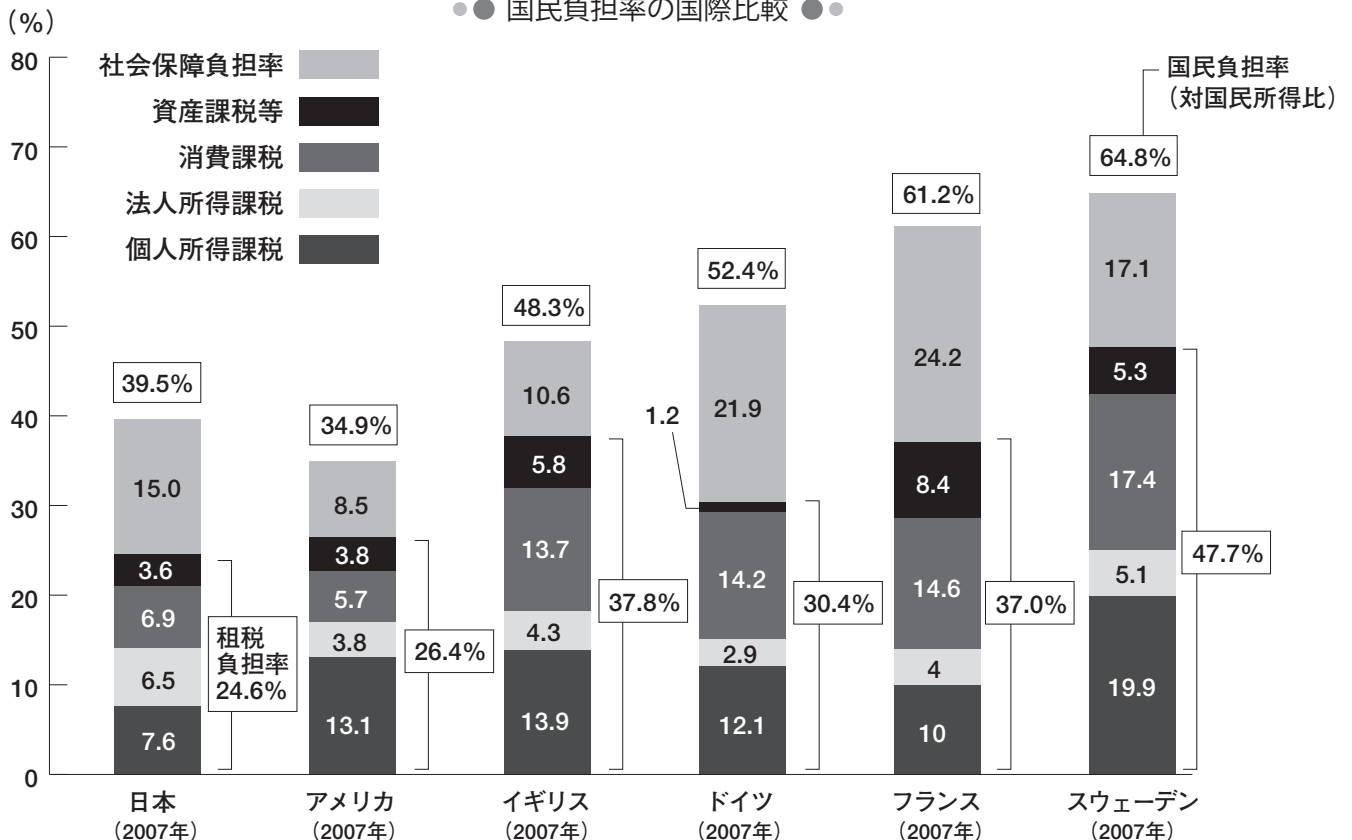
次の棒グラフの「国民負担率」とは、国民所得に占める、税と社会保障に関わる負担金の割合を表わしたものです。

この国民負担率を比較すると、アメリカは国民負担率そのものが他国より小さくなっています。

スウェーデンは、他国に比べ、国民負担率が大きく、中でも税金による負担が多くを占めています。ドイツ、フランスは社会保障負担率が大きくなっています。

このことから、負担の大きさから見た場合、日本は、ヨーロッパ諸国に比べると小さいが、アメリカよりは大きいことがわかります。

●● 国民負担率の国際比較 ●●



出典：財務省ホームページ

Q4

国の税・財政(お金の集め方と使い方)は怎么样了のでしょうか？

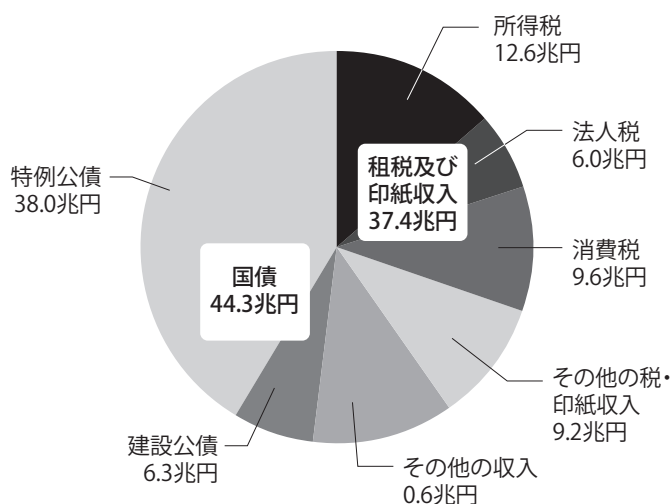
A

国の税収が落ちる中、歳出は増加し、借金残高が増加し続けています。国の一般会計は歳入の5割弱を国債発行(借金)に頼っており、将来世代に負担を残すものとなっています。歳出では、社会保障費が最も大きな割合を占めています。

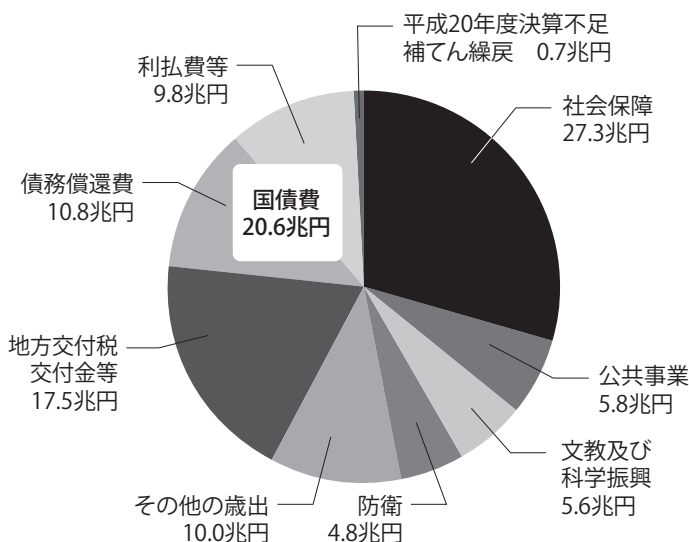
▶一般会計の歳入・歳出

国家予算には、「一般会計」と「特別会計」があります。一般会計とは、税金を収入とし、福祉・教育・防衛など国の基本的な支出をまかなうものです。特別会計は、一般会計とは別枠で、社会資本の整備や年金など国が行なう特定の事業や特定の資金を運用するものです。

●● 国の一般会計歳入 92.3兆円 ●●



●● 国の一般会計歳出 92.3兆円 ●●



資料：財務省「平成22年度予算」より作成

グラフから見ると、国の歳入(収入)92.3兆円のうち、国債発行(借金)が44.3兆円と5割弱を占めています。税金の内訳では、金額の大きい方から所得税、消費税、法人税の順になっています。

国の歳出(支出)のうち、社会保障に関わる費用が27.3兆円と約3割を占め、最も大きな割合を占めています。地方交付税交付金は、地方の財政格差を調整するために国から地方へお金を支出するもので、地方の行政サービスが一定になるよう支えるものです。

▶特別会計

特別会計は18会計あり、歳出総額367.1兆円、会計間の重複を除くと176.4兆円です。特別会計の歳出は右のとおりです。

●国債償還費等	74.2兆円
●社会保障給付費等	56.8兆円
●地方交付税交付金等	19.3兆円
●財政融資資金への繰入れ	16.1兆円
●その他	10.0兆円

(財務省「平成22年版特別会計のはなし」より)

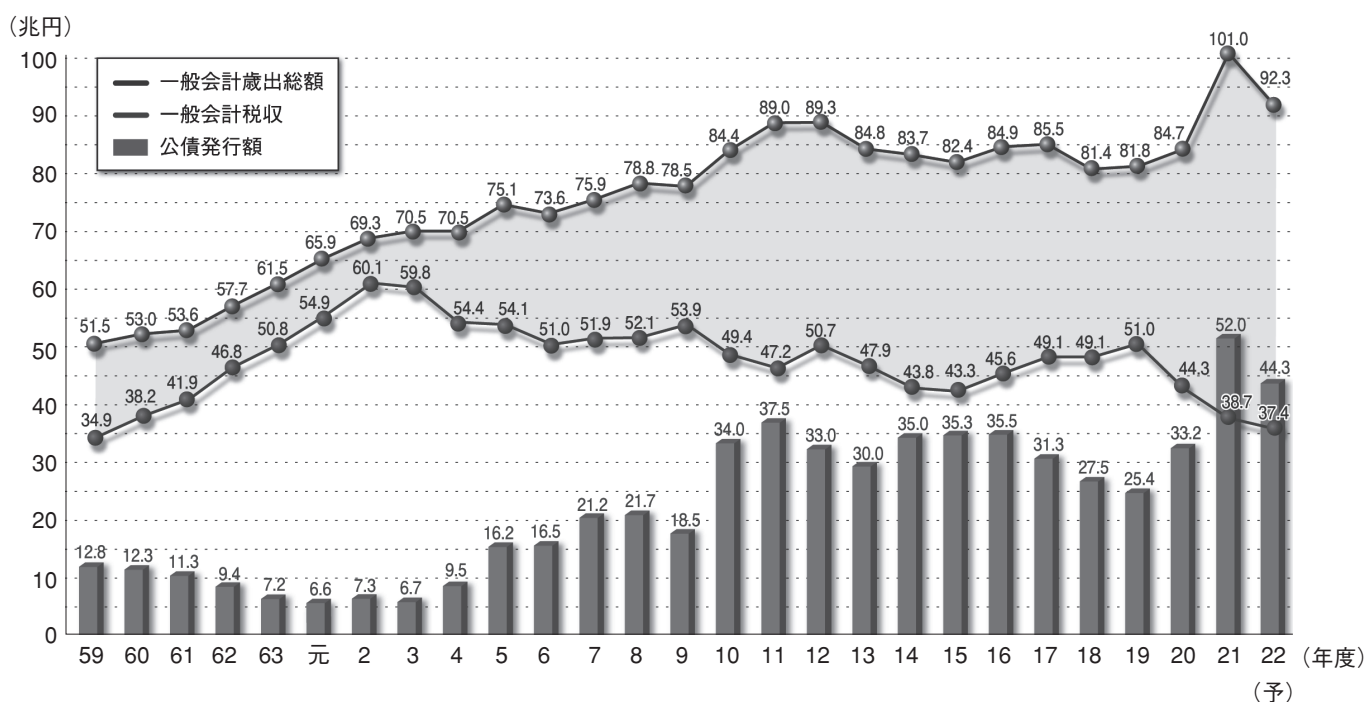
▶税収が落ちる中、歳出は増加し、借金残高が増加

国の税収は、1990年度の60兆円をピークに、景気後退期に大きく下がり、景気回復期にやや上がる形で、2010年度には37兆円まで減少しています。この間、消費税は3%から5% (国税分は4%) に上げられましたが、所得税・法人税は税率の引き下げ、控除の拡大、租税特別措置が行なわれ、税収が下がっています。

国の歳出は1990年時は69兆円でしたが、90年代に公共事業費を拡大させたことや、社会保障費の増大、国債費の償還・利払いの増加により、2010年度には92兆円まで増加しています。

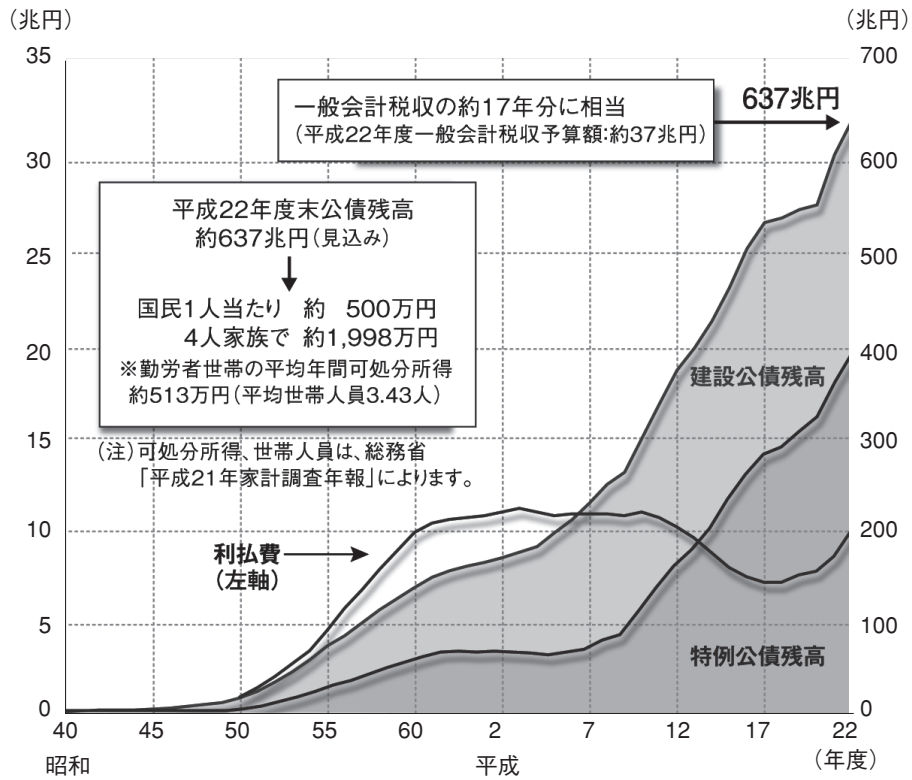
国の財政は歳出が税収を上回って毎年赤字となっています。この赤字をカバーするために、国は国債を発行し続けており、国・地方の長期債務残高は2010年度末で、869兆円(対GDP比181%)に達する見込みとなっています。

●● 一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移 ●●



注：平成21年度までは決算額、平成22年度は予算額です。
出典：財務省「税制について考えてみよう」平成22年10月版

●● 公債残高の推移 ●●



注：1.公債残高は各年度の3月末現在額です。
ただし、平成22年度末は当初予算に基づく見込みです。
出典：財務省「税制について考えてみよう」平成22年10月版

Q5

私たちのくらしから見た公的負担(税金と社会保険料)は、どのようになっているのでしょうか？

A

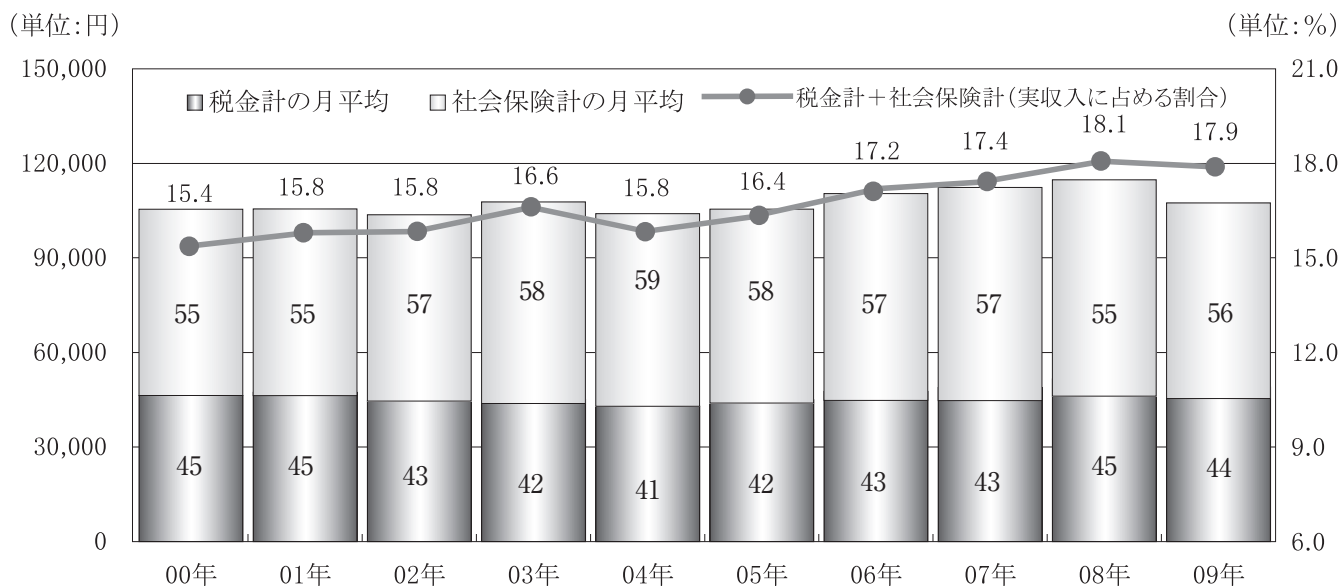
日本生協連「2009年全国生計費調査」では、税金(直接税)・社会保険料の負担は1世帯あたり月111,000円、収入に占める割合は17.9%です。

日本生協連「2009年消費税しらべ」では、消費税額は1世帯あたり年172,000円、収入に占める割合は2.46%となっています。

▶税金・社会保険料の負担割合の推移

2000年と2009年とを比べると、収入に占める割合は、税金(直接税)が6.9%から7.9%へ、社会保険料は8.5%から10.0%と、いずれも大きくなっています。

「税金」と「社会保険」の月間負担額と
収入に占める割合の推移(年金世帯含む全世帯)



(単位:円)

年	00年	01年	02年	03年	04年	05年	06年	07年	08年	09年
税金計	46,339	47,283	44,606	45,076	42,969	45,019	47,605	48,859	51,618	48,967
社会保険計	56,954	58,940	59,038	62,711	61,054	61,528	62,758	63,530	63,142	62,042
税金計+社保計	103,293	106,223	103,644	107,787	104,023	106,547	110,363	112,389	114,760	111,009
収入計	672,002	672,257	653,924	648,124	656,892	651,651	642,329	645,046	634,843	620,458

(単位:円)

注：税金は、所得税、住民税、固定資産税、自動車税などの直接税

社会保険は、健康保険、介護保険、雇用保険、厚生年金、国民年金

資料：日本生協連「2009年全国生計費調査」より

▶年代ごとの税金・社会保険料の収入に占める割合

世帯主の年代ごとでは、50代が、収入、税金(直接税)・社会保険料が収入に占める割合とも大きくなっています。所得税が、所得が高いほど税率が高い累進課税となっているためです。

●●年代ごとの税金・社会保険料の収入に占める割合●●

	総合		20代		30代		40代		50代		60代以上	
収入計	620,458		384,878		544,073		692,154		778,566		454,267	
税金 + 社会保険計	111,009	17.9%	50,111	13.0%	88,405	16.2%	127,942	18.5%	163,047	20.9%	62,055	13.7%
*税金計	48,967	7.9%	13,674	3.6%	32,407	6.0%	54,187	7.8%	79,068	10.2%	29,571	6.5%
所得税	17,233	2.8%	3,733	1.0%	9,558	1.8%	18,439	2.7%	34,547	4.4%	6,531	1.4%
住民税	23,056	3.7%	7,630	2.0%	16,697	3.1%	27,200	3.9%	34,943	4.5%	12,568	2.8%
固定資産税	6,335	1.0%	937	0.2%	4,191	0.8%	6,090	0.9%	6,721	0.9%	8,393	1.8%
その他の税金	2,342	0.4%	1,373	0.4%	1,961	0.4%	2,458	0.4%	2,857	0.4%	2,079	0.5%
*社会保険計	62,042	10.0%	36,437	9.5%	55,999	10.3%	73,755	10.7%	83,979	10.8%	32,484	7.2%
健康保険	20,520	3.3%	12,112	3.1%	17,521	3.2%	22,048	3.2%	25,257	3.2%	17,034	3.7%
介護保険	3,217	0.5%	0	0.0%	18	0.0%	2,929	0.4%	3,435	0.4%	6,183	1.4%
雇用保険	1,776	0.3%	1,455	0.4%	1,897	0.3%	2,402	0.3%	2,310	0.3%	363	0.1%
厚生年金・国民年金	36,530	5.9%	22,871	5.9%	36,563	6.7%	46,376	6.7%	52,977	6.8%	8,904	2.0%

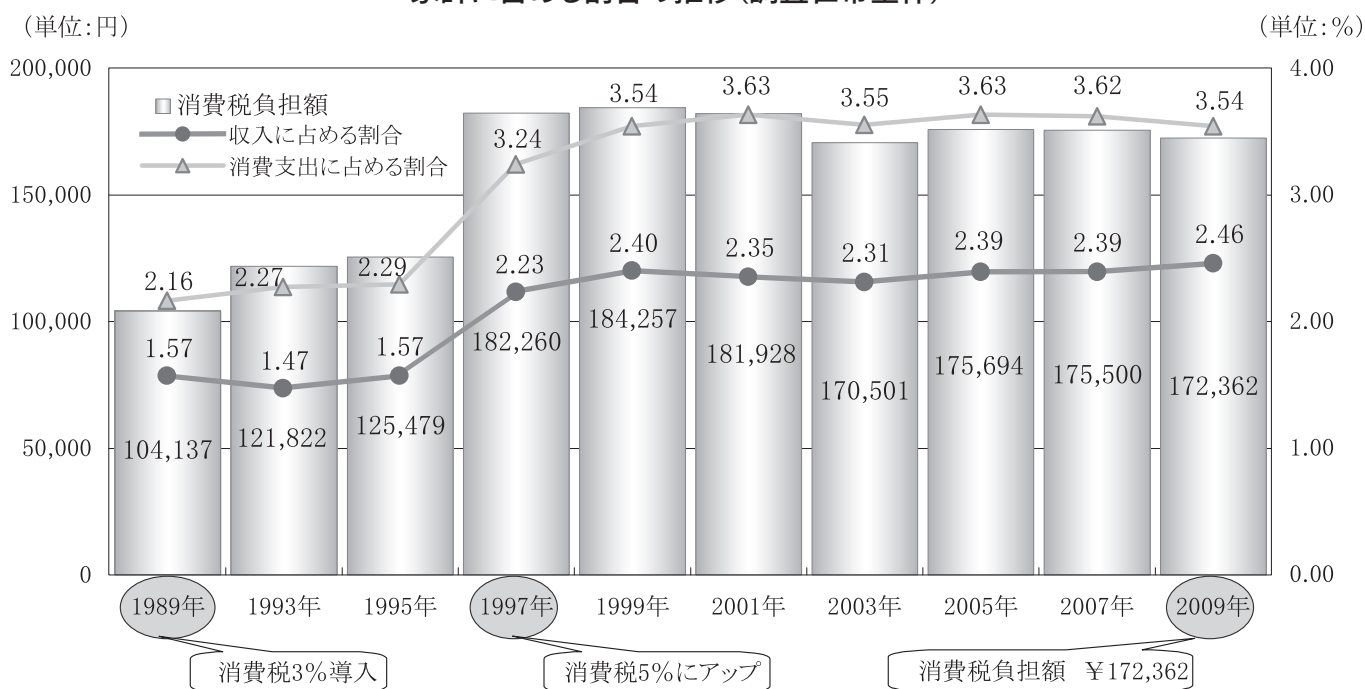
注：年代は、世帯内で収入が最も大きい人の年齢

資料：日本生協連「2009年全国生計費調査」より

▶消費税の負担率は、2.4%程度

消費税の負担率(収入に占める割合)は、1997年4月に消費税が5%になってから、ほぼ変わっていません。

●●消費税の年間負担額と家計に占める割合の推移(調査世帯全体)●●



資料：日本生協連「2009年消費税しらべ」

社会保障の負担のあり方を考えるにあたって、消費税見直し以外に考えるべき前提条件としては、どのようなことがあるのでしょうか？

A

まずは税金の無駄づかいをなくし、行政改革で歳出削減を行なうことが必要です。その上で、財源が不足する場合は、現行の税制を全体的に見直し、税収を上げていくことが必要となります。税制を見直す際には、税による所得再分配機能(コラム1参照)の再確立の観点が必要です。

1 税金の無駄づかいをなくし、行政改革で歳出削減を

まずは税金の無駄づかいをなくし、入札制度改革、公務員の適正配置などの行政改革を進めることで歳出の削減をはかる必要があります。こうした積み重ねを通じて、社会保障費の確保をめざしていくとともに、財政再建をはかっていくことが必要です。

この間、政府では「予算の組み替え」を進めており、2009年度に道路特定財源の一般財源化、2009年度以降「事業仕分け」などを行ってきました。これらの取り組みによってどのように成果が上がっているか、一過性の取り組みに終わっていないか、私たち一人ひとりが税金の使いみちについて関心を持ち、厳しく点検していく必要があります。

2 税制を見直し、所得再分配機能の再確立を

現行の税制についても、検討すべき課題があります。消費税以外の税収は近年下がっており、税収の総合的な確保が求められます。また、税制を見直す際は、税による所得再分配機能の再確立が必要です。税制見直しのポイントとしては、以下の点などが考えられます。

①高所得者への所得税の課税強化

所得税の最高税率や税率構造を見直し、最高税率の引き上げなどを検討する必要があります。

また、所得税の控除制度の見直しも必要です。所得税には、扶養控除、配偶者控除、生命保険料控除、医療費控除といった税額計算の対象となる所得額を減らすための様々な控除があり、高所得の人は比較的税負担が軽くなっています。他方、低所得者や課税額がゼロの人は、控除制度だけでは十分に制度のメリットを受けられないという問題があります。税による所得再分配機能を再確立するためには、こうした点も含めて制度を改正する必要があります。

あわせて、低所得の人への対応として、社会保険料の軽減措置を講じることも有効です。

②資産への課税強化

近年「格差社会」が深刻な問題になっていますが、格差が世代間で継承されることのない社会を築くためには、相続税や贈与税の課税対象の拡大、資産への課税強化が必要です。相続税は、バブル期に、基礎控除の引き上げ・最高税率の引き下げ・税率構造の緩和が行なわれた後、地価が大幅に下落していることもあり、現在は亡くなった方の4%しか納税していません。2011年度税制改正案では、相続税の基礎控除の引き下げや最高税率の引き上げなどが示されていますが、所得再分配の観点から、資産課税強化を適切に行なっていくことが求められます。

③法人税の見直し

法人税は企業の利益にかかる税金ですが、欠損金(赤字)の繰越が認められることもあり、約7割の企業が赤字として法人税を納税していません。法人税減税が議論となっていますが、近年、一般納税者の税金・社会保険料負担が大きくなっている中で、法人税減税が優先的な課題かどうか、一般的な国民感情としては理解しづらいものがあります。

企業には、雇用保険や健康保険などの社会保険の担い手の役割とともに、納税者としての役割もあり、こうした役割を果たすことが必要です。

④租税特別措置の見直し

所得税・法人税などには、企業の投資促進などの政策目的を達成するために税負担の軽減をはかる「租税特別措置」が設けられていますが、この見直しも必要です。所得税では、配当所得の減税や住宅ローン減税、法人税では、研究開発減税といった租税特別措置があります。財務省によると、租税特別措置により、2010年度で約5兆円の減収見込みとなっています。各種の租税特別措置が減収に見合う効果があるのかを精査して、見直していく必要があります。

●● 租税特別措置法の規定による 特例に係る増減収見込額(平成22年度ベース) ●●

単位：億円程度

	減収見込額	増収見込額	差引計
所得税関係	▲ 14,217	—	▲ 14,217
法人税関係	▲ 9,159	+2,676	▲ 6,483
大法人 (資本金1億円超)	▲ 5,993	+1,940	▲ 4,053
中小法人 (資本金1億円以下)	▲ 3,166	+736	▲ 2,430
その他	▲ 45,901	+16,723	▲ 29,178
合計	▲ 69,277	+19,399	▲ 49,878

注：その他は、石油化学製品の原料となるナフサへの免税措置3.7兆円など
出典：財務省「税制について考えてみよう」平成22年10月版

●所得の再分配機能

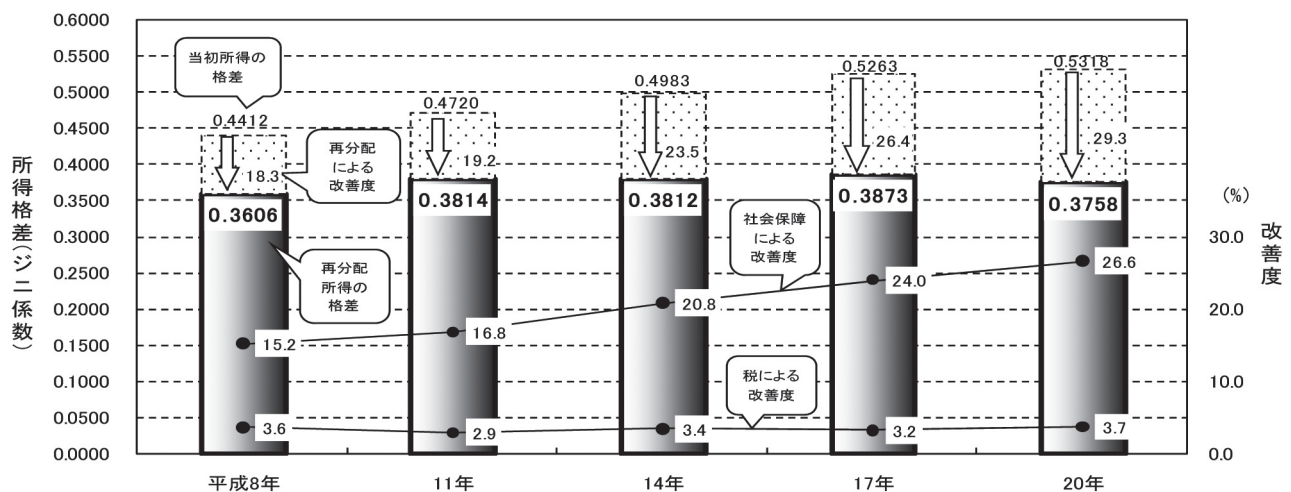
所得の高い人から低い人へ所得を移転することで、貧富の差の固定化を防止し、国民の生活の安定をはかることを、所得の再分配と言います。税金と社会保障制度にはそれぞれ所得の再分配機能があります。

税金は、所得の高い人から多くとるしくみになっています。特に、所得税は、所得が一定水準(課税最低限)以下の人は課税されず、所得の高い人ほど税率が高い累進課税となっており、最も所得の再分配が機能する税制です。

社会保障では、所得の低い人へ、より厚い給付が行なわれます。たとえば、年金は、保険料を納める必要がありますが、基礎年金部分の2分の1に税財源が充てられ、保険料を納めた額が少なくても一定の年金を受給できるため、所得の再分配機能があると言えます。

厚生労働省の調査によると、近年、社会保障による所得再分配機能が高まっている一方、税による所得再分配機能は低くとどまっていると言われてます。

●● 所得再分配による所得格差(ジニ係数)の変化 ●●



ジニ係数は、所得格差を測る指標で、0に近いほど格差が小さく、1に近いほど格差が大きい状態を表す。

注：平成11年以前の現物給付は医療のみであり、平成14年以降については医療、介護、保育である。

出典：厚生労働省「平成20年所得再分配調査」

●「埋蔵金」問題

国の財政状況が逼迫している中で、「埋蔵金」問題が話題になりました。特別会計での「積立金」と、毎年の事業の結果発生する「剰余金」が、「埋蔵金」に例えられています。

特別会計の積立金は、2008年度末で193.8兆円、剰余金は、2008年度は28.5兆円でした。この間、政府による事業仕分けや予算の組み替えが進められ、2009年度から2011年度にかけて、一部、一般会計への繰入れが行なわれました。

「埋蔵金」と言われ、財政の穴埋めに使えるかもしれないとの推測もありましたが、実際には、特別会計には年金をはじめとしたそれぞれの目的や用途があり、簡単に財源の捻出にはつながらないようです。

Q7

社会保障の財源として消費税の増税が検討されていますが、消費税についてどのように考えたらよいのでしょうか？

A

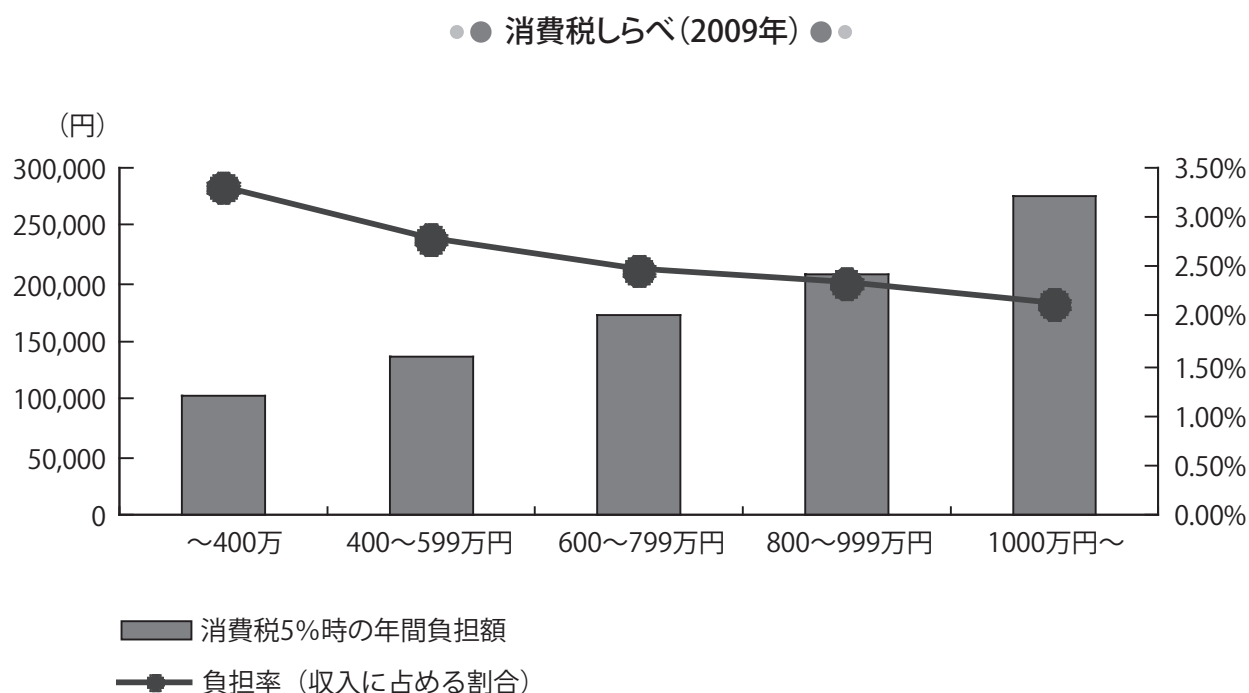
社会保障の財源の「本命」として検討されているのが、消費税の増税です。

消費税は、ふだんの生活を支える生活必需品から税金を徴収するため、所得の低い層ほど高い負担率となり、「逆進性」が高く、税の垂直的公平性(コラム1参照)の点で問題があるといわれています。一方、消費税は、すべての国民が消費した支出に対して等しく負担するという水平的公平性(同参照)を有しており、わかりやすい簡素なしくみで税収を確保できるという評価もあります。ヨーロッパ各国では、付加価値税として導入されています。

また、消費税率5%のうち、1%は地方消費税として地方自治体の財源になっています。さらに、消費税(国税)4%の内、約3割が地方交付税という形で地方自治体に配分されています。したがって、現在でも消費税の一部が社会保障ではなく、地方自治体の財源になっていることにも留意しておく必要があります。

▶消費税の最大の問題は「逆進性」

消費税の「逆進性」は、日本生協連が毎年実施している「消費税しらべ」でその傾向がでてきます。2009年の調査では、実収入に占める消費税の割合が年収400万円未満の世帯が3.30%であるのに対して、年収1000万円以上の世帯では2.46%となっており、「逆進性」があることを示しています。



消費税の増税が検討されているなかで、この「逆進性」をどうしていくのかが重要な論点となっています。世界的には、2つの方法がとられています。

その1 食料品など生活必需品に対する0%税率や軽減税率などの複数税率の導入

現在、日本の消費税の税率は、生活必需品であろうと、贅沢品であろうと、一律5%となっています。ヨーロッパ各国では、10%を越える高い税率となっていますが、同時に生活必需品については、税率0%を含む軽減税率が採用されています。ただし、複数税率を導入していくためには、「インボイス制度」(コラム2参照)が必要です。ヨーロッパの付加価値税は、このインボイス制度が導入されていることによって、複数税率が可能となるとともに、消費税制度の透明性が確保され、益税(コラム3参照)などの防止にも役立っています。

●● 主要国の付加価値税の概要 (2010年1月現在) ●●

	日 本	フランス	ドイツ	イギリス	スウェーデン
非 課 税	土地の譲渡・賃貸、住宅の賃貸、金融・保険、医療、教育、福祉等	不動産取引、不動産賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便等	不動産取引、不動産賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便等	土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便、福祉等	不動産取引、不動産賃貸、金融・保険、医療、教育等
標準税率	5% (※)	19.6%	19%	17.5%	25%
ゼロ税率	なし	なし	なし	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、国内旅客輸送、医薬品、居住用建物の建築、障害者用機器等	医薬品(医療機関による処方)等
軽減税率	なし	食料品、書籍、旅客輸送、肥料、宿泊施設の利用、外食サービス等 5.5% 新聞、雑誌、医薬品等 2.1%	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、旅客輸送、宿泊施設の利用等 7%	家庭用燃料及び電力等 5%	食料品、宿泊施設の利用等 12% 新聞、書籍、雑誌、スポーツ観戦、映画、旅客輸送等 6%

注：日本の標準税率は「地方消費税」を含みますが、他の国は含みません。

出典：財務省ホームページ

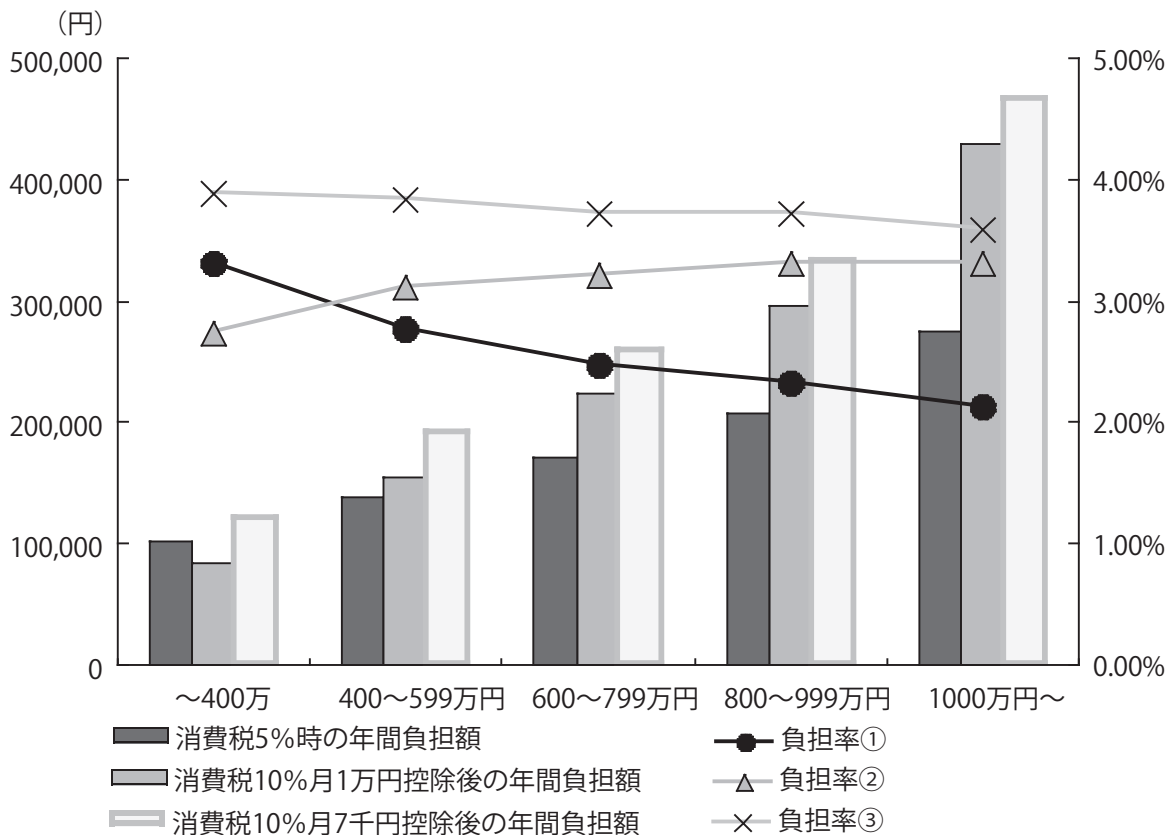
その2 生活必需品への課税相当分を戻す「給付付き税額控除制度」の導入

消費税の「逆進性」に対応していくためのもうひとつの方法として、「給付付き税額控除制度」の導入が検討されています。これは、生活必需品にかかる消費税額相当額を一律に所得税から税額控除し、低所得層において所得税が低く控除しきれない場合は、その部分に対応する額を給付するしくみです。この制度は、カナダやシンガポールで導入されています。

日本生協連の「消費税しらべ」で試算をしてみると、消費税率10%の場合に一世帯当月1万円を税額控除・給付すると、ゆるやかに累進的な税額になり、逆進性がなくなることがわかります。消費税率10%の場合に一世帯当月7千円を税額控除・給付すると、負担は増えますが、逆進性は緩和されることがわかります。

ただし、この制度を導入していくためには、所得を正確に把握するための「共通番号制度」(コラム4参照)が必要となります。低所得層には、税額控除と現金の給付をあわせて行わなければなりません。そのためには所得の正確な把握が必要となります。現在、「共通番号制度」が検討されていますが、その理由のひとつとして、「給付付き税額控除制度」があげられています。

●●「給付付き税額控除」制度を導入した場合の消費税額試算●●



給付付き税額控除の試算

日本生協連の「消費税しらべ(2009年)」で、年収400万円未満の層(収入平均3,089,639円)の試算をしてみます。消費税5%の際の年間税負担額は102,061円で、収入に占める割合は3.30%となっています。これに対して、消費税率を10%(5%の2倍)とした上で、年間12万円(毎月1万円)の還付があるとすると、年間税負担額は以下ようになります。

$$102,061円 \times 2 - 120,000円 = 84,122円$$

収入に占める割合は、2.72%となります。

●垂直的公平性と水平的公平性

税金には公正さが求められます。負担能力により税額が異なることを垂直的公平性、誰でも等しく同じ基準で税金がかかることを水平的公平性と呼びます。所得税には垂直的公平性、消費税には水平的公平性があるとされています。

●インボイス制度

ヨーロッパの付加価値税の基盤となった制度です。インボイスとは、取引の各段階で売り手から買い手に引き渡される書類、すなわち売上伝票のようなものです。そこには、販売額とともに、それに含まれる消費税額が記載されています。購入者は、売上額×消費税率から、インボイスに記載されている消費税額(仕入額×消費税率)を控除した(差し引いた)ものを納税額とします。

このしくみは、納税事務負担が増えることを理由として、日本の消費税では導入されていませんでしたが、複数税率を導入する場合には、仕入れ税額の控除を正確に行なうために、このインボイス制度の導入が不可欠になります。また、益税問題の解消にも有効であるといわれています。

●益税・滞納問題

消費者が支払った消費税が国庫に届かず、事業者の懐に入れられてしまうというのが益税問題です。この益税を生む原因としては「免税点制度」と「簡易課税制度」があげられます。「免税点制度」とは、年間売上高1,000万円以下の事業者が免税となるしくみです。「簡易課税制度」とは、年間売上高5,000万円以下の事業者が、実際の課税仕入れ等の税額を計算することなく、法定の「みなし仕入率」を適用して仕入に係る税額を計算できるしくみであり、結果として益税を生んでいるといわれています。また、「輸出還付金制度」(企業が輸出を行った場合に、単に非課税とするのではなく、仕入に含まれる消費税分を最終輸出企業に還付する制度)を、輸出企業優遇の制度として問題とする意見もあります。

他方で、消費税は、各種税金の中で、もっとも滞納額の多い税金(税金全体のほぼ半分)となっています。2009年度の消費税の新規滞納発生額は約3,700億円です。この背景には、不況等の影響で、中小零細事業者が「価格に消費税を転嫁できない」状態があるとの指摘もあります。

●共通番号制度

政府は、国民一人ひとりに番号を割り振って年金や医療、介護、所得などの個人情報をひとつにまとめる「共通番号制度」を、2015年から始めるとの基本方針を打ち出しています。共通番号とは、現在、年金なら日本年金機構、納税なら国税庁、介護なら市町村といったようにばらばらに管理している情報をひとつに結びつけ、ICカードを使って管理するものです。消費税の「給付付き税額控除」を導入する際に必要となるしくみであり、社会保障サービスの手続きが簡単になるなどのメリットがあるといわれています。一方で、個人情報保護の視点からしっかり管理しないと、情報流用などの重大な問題を発生させる危険性があると指摘されています。

● ● おわりに

社会保障制度は、年金・医療・介護・雇用・子育て支援・生活保護など多様なテーマが関連し、しかも一つひとつのしくみが非常に複雑です。マスコミ報道や国の発表だけでは全体像をつかむことが難しく、正確な情報・状況がわからないために、たとえば「年金制度って将来破綻してしまうんじゃないの？」など不安になっている方もいるのではないのでしょうか。

そうした不安を少しずつ取り除いていくために、まずは年金・介護・子育て支援など、みなさんご自身にとって身近なテーマから学習・交流を進めていくことが大切です。その際には、「子どもや孫の世代まで持続可能な社会保障制度をどうつくるか」「財源はどうまかなっていったらよいのか」「そもそも私(たち)はどんな社会に暮らしたいのか」「その社会や暮らしを実現するために、行政・企業・私(たち)ができることは何か」という大きな視点についても考えてみることをおすすめします。

私たちの暮らしは年々厳しさを増しています。その暮らしを支えるために、社会保障は大きな役割を果たします。社会保障を充実させるためには、国と地方自治体が大きな役割を担います。しかし、国と地方自治体の財政も非常に厳しいのが現実です。

社会で支えあうしくみを作り、持続させていくには、さまざまな世代、異なる価値や考えをもった人が、納得できるよう、お互いの状況を理解し、議論を重ねる必要があります。それは、決して容易なことではありませんが、これからの社会を生きていく私たちにとって重要なことだと思います。みなさんの身の回りの関心のある方は是非語りあい、考えてみてください。

参考

日本生協連社会保障学習サイト
「社会保障deくらしづくり～考えよう！私たちの社会保障～」
<http://nenkin.coop>

「生活者主権の社会保障デザイン」等の
学習ツールのダウンロードはこちらから
<http://nenkin.coop/down/index.html>

日本の社会保障と税・財政 Q&A

2011年3月発行

発行：日本生活協同組合連合会
問い合わせ先：日本生活協同組合連合会 組織推進本部 組合員活動部
〒150-8913 東京都渋谷区渋谷 3-29-8 コーププラザ
TEL：03-5778-8124 FAX：03-5778-8125